

告 示

埼玉県告示第四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年一月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）貫井ビル新築工事

埼玉県蕨市塚越一丁目十番三号外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 駐車場外周は見通しに配慮し、出入庫の際の事故を未然に防止されたい。
- (2) オープン時や休日、その他の混雑時には誘導員を置くなど路上駐車防止に努められたい。
- (3) 出入り口付近には反射鏡を設ける等歩行者の安全対策を講じられたい。
- (4) 工事期間中、関係車両の通行及び駐停車に際しては、歩行者、自転車等の妨げにならないよう配慮されたい。
- (5) 店舗に関連する公道、私道についても近隣住民や店舗と協力のうえ清潔を保たれたい。
- (6) 当該所在地は、蕨市の路上喫煙禁止区域内に位置することから、路上喫煙防止対策を講じられたい。
- (7) 店舗周辺には廃棄物を含めて火災を誘発する物品を放置しないよう徹底されたい。

二 縦覧期間

平成三十年一月十九日から平成三十年二月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター